

《理事會報告》

■木村事務局長から、経過と9月以降の取り組みについて提案。質疑・討論に入りました。

■情勢と取り組み 改憲勢力が衆・参両議院で3分の2を占め、自衛隊員が戦場に送りこまれる状況に直面している情勢の中で、理事會が議論した柱は「地域を基礎とした草の根からの平和のたたかいを構築する」ということが求められています。

「県内全域で音の出る10月の平和宣伝活動」、「12月の新聞意見広告」や「平和ワインの取り組み」を継続すると同時に、さらに大きく深く、草の根からの平和活動を実現するため「地域グループを核とした取り組み」について、具体的に討議し、決定されました。

「地域グループに結集した活動」を具体化し、活動の再点検と活性化を！

《44市町村のグループ分け》

※常任理事はいずれかのグループに配置します

県南1＝⑦ ★担当：水野・山口・近藤・梅沢

・石岡市・土浦市・かすみがうら市・小美玉市・稲敷市
・阿見町・美浦村

県南2＝⑧ ★担当：水野・岡本（原田）・根本・又川

・取手市・つくば市・龍ヶ崎市・つくばみらい市・守谷市
・牛久市・利根町・河内町

県央＝⑤ ★担当：海老沢・伊達・中山・小川・田中・柳岡

・水戸市・笠間市・大洗町・城里町・茨城町

県北＝⑨ ★担当：堀江・海老沢・加藤・川又・人見

・北茨城市・常陸大宮市・日立市・那珂市・ひたちなか市
・常陸太田市・高萩市・大子町・東海村

県西＝⑩ ★担当：伊達・金子・叶谷・前田・青木

・結城市・筑西市・下妻市・古河市・坂東市・常総市
・桜川市・境町・五霞町・八千代町

鹿行＝⑤ ★担当：木村・風間・諸星・小沼

・潮来市・神栖市・鹿嶋市・行方市・神栖市



[9月中に準備すること]

●各ブロックは早急に話し合う場を設ける。

以下の件を話し合う。

- ①平和宣伝活動のエリア(市町村)と重点地区・場所等の確認
- ②宣伝経路、宣伝重点地区・場所、チラシ配布場所等の設定
- ③宣伝カーの準備 ⇒ ICレコーダ、テープ等の確認・準備。
- ④宣伝日程の設定
- ⑤期間中の、運転手、同乗者計画
- ⑥宣伝カーのデコレーション。内容、日程、担当者の確認
⇒横断幕の「縦cm×横cm」の長さを図る
⇒事務局に連絡する。
- ⑦幟旗の旗竿（2本）準備
- ⑧訴え文、流し用の宣伝作成と準備（事務局でも用意する）
- ⑨道路使用許可手続き（申請料は事務局で負担します）
- ⑩宣伝活動記録の作成、写真撮影等、担当者の確認
- ⑪カラーチラシの配布について 必要枚数の確認
・宣伝カーで配布 ・地域に配布 ・駅頭、店頭
・新聞折り込み等
- ⑫地域作成のチラシ等の計画
- ⑬総括、記録の作成（事務局に送付する）

●事務局で準備・対応するもの

- ①チラシの作成と地域への送付
⇒「憲法改悪反対」「沖縄新基地建設反対」を中心にします。
⇒地域では街頭宣伝、または新聞折り込みなどで配布します。
- ②宣伝カー用の横断幕2枚（計12枚）
・各グループは大きさを県事務局まで連絡。
- ③各グループに桃太郎旗2枚（旗竿は地域で用意）。
- ④「宣伝カー運行申請料1回分」と、「ガソリン代の半額」を事務局が支払います。

●横断幕、チラシの内容 ⇒事務局で作成・地域に送付
・憲法改悪反対 ・戦争法の廃止 ・共謀罪反対
・沖縄新基地・ヘリパッド建設阻止

▼音の出る「平和宣伝行動」は、10月中に実施・完了するよう取り組みます！

《理事會で出されたさまざまな意見

一抜粋一》

【水戸】 戦争体験者は80歳から90歳になる。高齢で亡くなる人も多い。だから語り部二世や三世を意識して作りだす必要がある。県平和委員会が提起する「戦争体験の募集」は担当者が一人では難しい。実行委員会等を結成して改めて取り組むことが必要だと思う。募集した作品は冊子にまとめてほしい。

平和委員会は行政区ごとに一つは必要だ。水戸には全部で5つの平和委員会がある。しかし2つは休眠状態だ。何らかのテコ入れする必要がある。2つの職場平和委員会はそのままにして、水戸「地区」平和委員会という形で考えていいのではないか。

毎年2月11日に開催される「百里初午まつり」は「建国記念日に反対する集い」だった。しかし近頃はその趣旨が忘れられている。新聞記事等を見ても触れられていない。

初午まつりのそもそもは、百里闘争なかで支援者から「休みの日に集会をやってくれ」という提起だった。しかし日曜日にする毎年実施日が変わる。それなら政府が言っている「建国の日」にぶっつけてやろうではないかという経緯（いきさつ）だった。憲法9条を守り憲法を守る取り組みという面があるが、本当の思いは「建国記念の日反対」だった。



【各平和の会からの活発な発言がありました。】

【ひたちなか】 都知事選について納得できない点がある。新聞などを丁寧に読んではいないが、やはりわからない。鳥越さんと宇都宮さんがなぜ交代したのかが。その辺の経緯を知りたい。2人はなぜ統一できなかったという事もわからない。野党共闘を進めるには鳥越さんしかいなかったのかなという気持ちは持っているが・・・。

【前ページからのつづき】

【岩月次長】詳しくは分かりません。民進党中央が民進党都連を抑えて鳥越さんに決めたなどと言われています。話はいくつかあります。「政策で一致しなければだめだ」と言うのが宇都宮さんの態度でした。いろいろな意味から摺合せが難しいという面もあったようです。さらに選挙直前で時間がないという中で進んだ話でした。そのような話なので経過についても消化不良に陥っている人が多数いることも事実だと思います。よく言われるように「候補者をみんなで決める」という事も出来なかったことにも一因があるようです。

さて茨城では百里基地を抱えています。7つの選挙区で百里基地の問題をどのように県民の気持ちに合うように打ち出していくのかということは、知恵の出どころだと思います。来るべき総選挙に勝つため、平和委員会がどのように貢献するのかということが求められています。

【北茨城】北茨城では市で開催する「市民夏祭り」にパネル展で参加しています。

今年の8月21日（日）の展示は、1つは原発災害から5年経過した福島の実態を、どのように市民に伝えるかという視点で取り組みました。昨年10月から会議を開いて話し合いを進め、榎葉町に計4回通いました。訴訟原告団と連絡が取れたので案内をお願いして、話を聞き、写真を撮って展示しました。

2つ目の戦争と平和展では、第2次世界大戦末期に、ベニヤ板で作った6mくらいの自爆ボートの「震洋（しんよう）」に関する展示を行いました。「震洋」は2500隻くらいつくられたそうですが、全部沈められたそうです。20分の1の型を作製しました。多くの人に見てもらいました。現在これを市の資料館の中に展示してもらうよう働き掛けています。

やはり「身近なところに基地があったんだ」ということを、地元の人たちに長く伝えることが大事だと思います。このことは私たちの取り組みの1つの課題となっています。



【その他の平和の会からの発言は割愛させていただきました。】

▼堀江代表理事のあいさつ：

長い時間論議を尽くして頂きありがとうございました。この会議で骨肉を付けていただいた内容はこれから秋、年末に向かって取り組むこととなります。それぞれの組織でも、会員の皆さんと共に十分に論議をしていただき、会員のみなさんの力を出し切るような活動を期待します。ご苦労さまでした。

辺野古訴訟で、福岡高裁が不当判決！！ 安倍政権の言い分丸写し！！

許されない！ 「辺野古の海」 埋め立て容認は！！

この裁判は沖縄・辺野古の米軍新基地建設において、仲井真前知事が行った「埋め立て承認」を、翁長知事が「取り消し」しました。これに対し安倍政権は翁長雄志知事を訴えていたものです。国側は「普天間基地の危険性を除去するため辺野古の埋め立ては必要だ」と主張、これに対して県側は「公有水面埋立法を満たしていないので違法」「普天間基地を辺野古に移設する合理的理由はない」と訴えていました

この裁判で福岡高裁那覇支部の多見谷寿郎裁判長は、国側の主張を全面的に認め、「翁長知事が行った埋め立て承認取り消しは違法」と言い渡しました。辺野古新基地をめぐる司法判断は今回が初めてです。しかしその判決文は、翁長知事が「あぜん」という言葉を繰り返すほど、国側に沿った内容でした。

この訴訟は、仲井真弘多前知事が認めた「埋め立て承認」を、「県が自ら否定し、取り消すことが認められるかどうか」といった「法的手続き論」が争点でした。ところが判決は「ノドンの射程内となるのは、我が国では沖縄などごく一部」「海兵隊の航空基地を沖縄本島から移設すれば機動力、即応力が失われる」「県外に移転できないという国に判断は現在の世界、地域情勢から合理性があり、尊重すべきだ」などと新基地建設の妥当性にまで踏み込みこんでいます。さらに翁長知事が埋め立て承認を取り消したことについては「日米間の信頼関係を破壊するもの」とまで言い切っています。

また、翁長知事が主張する「民意」についても、「反対する民意に沿わないとしても、基地負担軽減を求める民意に反するとは言えない」「普天間飛行場の被害を除去するには新施設を建設する以外にない」と、まるで国の代弁者です。

これに対して翁長知事は16日夕刻の記者会見で「最高裁に上告し、高裁判決の破棄をめぐる考え」を表明しました。翁長知事は会見の最後を「長い長い闘いになろうかと思う。新辺野古基地は絶対に造らせないという信念を持って、これからも頑張っていきたい」と締めくくりました。一方判決の当日、沖縄・北方相の鶴保庸介氏は「注文はたったひとつ、早く片付けてほしいということに尽きる」などと発言し、県民の感情を逆撫でしました。



裁判所前で行われた報告集会では、この「違憲判決」を受け、参加者間に大きな怒りがみなぎりました。赤池議員は「大義は知事の側にある。県民と弁護団が一体となって最高裁を勝ち抜こう」と訴えました。駆けつけた参加者は「ともに今後またたかいを続けよう」決意し「がんばろう！」を三唱しました。